

13 外国金融機関等以外の外国法人で条約相手国等の法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子の非課税措置について、非課税の対象となる債券現先取引の範囲が拡充されるとともに、適用期限が令和3年3月31日（改正前：平成31年3月31日）まで延長されるなどの見直しが行われました。

この改正は、平成31年4月1日以後に開始する債券現先取引につき支払を受ける利子について適用されます。

14 特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例について、特定目的会社の利益の配当の額に係る所得税の額から控除する外国法人税の額は、その外国法人税の額のうち、その支払を受ける利益の配当の額に対応する部分の額を限度として、その支払を受ける者ごとに計算した金額の合計額とする措置が講じられました。

また、投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例、特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例及び特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例についても同様の改正が行われました。

この改正は、令和2年1月1日以後に支払われる利益の配当等について適用されます。

(注) これらの特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例、投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例、特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例及び特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例の見直しは、平成30年度の税制改正において行われた見直しの内容の一部を見直したものです。

### 平成30年度の税制改正により、令和2年1月1日以後適用される主なもの

#### 1 給与所得控除の見直しが行われました。

この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

(注) 1 一定の要件を満たす居住者について、所得金額調整控除の適用を受けることができることとされました（詳しくは、下記3をご覧ください）。

- 2 これらの改正に伴い、令和2年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されます。

改正後の給与所得控除額は、次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋18万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋54万円	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋120万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超1,000万円以下		
1,000万円超	220万円	195万円

#### 2 基礎控除の見直しが行われました。

この改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- (2) 合計所得金額が2,400万円を超える居住者についてはその合計所得金額に応じて控除額